



平成 26 年 4 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社 市進ホールディングス  
代 表 者 代表取締役社長 下屋 俊裕  
(コード番号 4645 東証 JASDAQ)  
問 合 せ 先 取締役統括本部本部長 竹内 厚  
電 話 047 (335) 2840

### ストックオプション（新株予約権）の消滅に関するお知らせ

当社の執行役員、従業員および当社子会社の執行役員、従業員に対するストックオプションとして発行した新株予約権が消滅することとなりましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 消滅の対象となる新株予約権

##### (1) 名称

株式会社市進ホールディングス第2回新株予約権  
株式会社市進ホールディングス第3回新株予約権  
株式会社市進ホールディングス第4回新株予約権

##### (2) 概要

| 名 称                        | 取 締 役 会 決 議 日    | 割 当 対 象 者              | 割 り 当 て る<br>新株予約権の個数 |
|----------------------------|------------------|------------------------|-----------------------|
| 株式会社市進ホールディングス<br>第2回新株予約権 | 平成 22 年 5 月 28 日 | 当社執行役員および<br>当社子会社執行役員 | 70 個                  |
| 株式会社市進ホールディングス<br>第3回新株予約権 | 平成 22 年 5 月 28 日 | 当社従業員および<br>当社子会社従業員   | 494 個                 |
| 株式会社市進ホールディングス<br>第4回新株予約権 | 平成 23 年 5 月 27 日 | 当社子会社執行役員              | 40 個                  |

#### 2. 消滅の理由

当社が発行いたしました上記新株予約権につきましては、平成 24 年 2 月期、平成 25 年 2 月期も

しくは平成26年2月期の連結営業利益目標を達成することを行使条件と定めておりますが、本日、行使条件を満たさないことが確定いたしましたので、会社法第287条の規定により、本新株予約権が消滅するものであります。

※なお、本新株予約権の詳細につきましては、以下の開示資料をご参照ください。

- ・ 平成22年5月28日付「当社執行役員及び当社子会社執行役員に対するストックオプション（新株予約権）の発行条件等に関するお知らせ」
- ・ 平成22年5月28日付「当社従業員及び当社子会社従業員に対するストックオプション（新株予約権）の発行条件等に関するお知らせ」
- ・ 平成23年5月27日付「当社子会社執行役員に対するストックオプション（新株予約権）の発行条件等に関するお知らせ」

### 3. 消滅日

平成26年4月11日

### 4. 今後の見通し

本新株予約権の消滅により、平成27年2月期第1四半期において特別利益として新株予約権戻入益21百万円を計上する予定です。

以上